

## 小豆島町空き家活用型事業所整備補助金

### 空き家を事業所に改修する経費を補助します！

香川県が運営する「かがわ住まいネット」又は、町が運営する「小豆島町空き家バンク」に掲載された空き家を法人事業者または個人事業主が購入し、事業所として改修する際に要する経費の一部を補助します。補助額は最高で400万円です。

**事業所…地域コミュニティの維持・再生に資するものとし、宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設、子育て支援施設、レストラン、シェアオフィス、カフェ、商業施設、テレワーク施設、社宅、社員寮(寄宿舍)、等。**

◆ 対象者は・・・**法人事業者、個人事業主**（税務署に個人事業の開業届出書及び所得税の青色申告承認申請書の提出をしている者。）

◆ 補助金の対象となる事業

次に掲げるすべての要件を満たすもの

- ・対象物件を購入し、事業所として改修すること。
- ・対象物件の延べ床面積の2分の1以上を事業所として3年以上使用する予定であること。
- ・実施する改修が国庫補助金及び、他の香川県補助金を受けていないこと。
- ・過去に空き家の利活用を目的とした香川県補助金の交付を受けていない物件であること。
- ・補助金の申請年度内に事業の完了が見込まれる物件であること。
- ・建築基準法の規定に基づく重大な違反がないこと。
- ・耐震性が確保されていること。（令和8年4月1日以降に空き家を購入した場合のみ適応する。）  
※対象物件が、昭和56年5月31日以前に建築工事に着手されたものであるときは、地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又は耐震診断の結果に基づき、耐震改修工事若しくは簡易耐震改修工事を実施したものをいう。（補助対象事業にあわせ実施する耐震改修工事、簡易耐震改修工事を含む。）

◆ 補助金の対象となる経費

#### 家屋改修費

家屋の改修工事に要する経費、耐震診断・耐震改修工事・簡易耐震改修工事に要する経費、家財道具の処分に要する経費及び整備される対象物件と構造上一体となっていて、通常必要と認められる設備の整備に要する経費を含む。

※店舗併用住宅の場合・・・原則として住宅部分の改修費は補助の対象となりません。

◆ 補助額

修繕・整備等にかかる経費の2分の1を補助します。

(限度額 **400万円**)

(例) 修繕、整備費が800万円の場合：800万円×1/2＝400万円を補助  
ただし、100万円未満の修繕、整備の場合は対象外です



この補助制度に関するお問合せ先



小豆島町住まい政策課

TEL：82-7011

## ◆ 申請手続きの流れ

① 補助対象の要件を満たしたときに、以下の書類を添付し、**【小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金交付申請書(様式第1号)】**により申請してください。

- 小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金交付申請書(様式第1号)
- 事業計画書(様式第1号別紙1)
- 誓約書(様式第1号別紙2)
- 法人事業者の場合は、登記簿謄本
- 個人事業主の場合は、個人事業の開業届出書及び所得税の青色申告承認申請書の写し
- 許認可を必要とする業種の場合は営業許可証の写し  
(申請時に提出できない場合は、実績報告時に提出)
- 対象物件の所有権が確認できる書類
- 対象物件の図面等、対象物件の延べ床面積の2分の1以上を事業所として使用することが分かる書類
- 対象物件の周辺環境が分かる位置図
- 対象物件の現状写真
- 補助対象経費の内訳及び合計額が確認できる書類
- その他、町長が必要と認める書類

申請内容を審査し交付を決定したときは、「交付決定通知」を送付します。

② 修繕等の終了後1ヶ月以内に、以下の書類を添付し**【実績報告書(様式第7号)】**を提出してください。

- 実績報告書(様式第7号)
- 事業報告書(様式第7号別紙)
- 補助対象経費の内訳及び合計額の請求書の写し
- 補助対象経費の合計額を支払ったことが確認できる書類の写し
- 対象物件の完成写真(外観、内観及び修繕箇所)及び購入物品の写真
- その他、町長が必要と認める書類
- 許認可を必要とする業種の場合は営業許可証の写し(申請時に未提出の場合)

実績報告書の内容を審査後、町から補助金額の「確定通知書」を送付します。

③ 「確定通知書」が送付された後、**【補助金請求書(様式第9号)】**を提出してください。  
提出後、指定の口座に補助金を振り込みます。

(注) 補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において既に補助金が交付されているときは、補助金を返還していただく場合があります。